

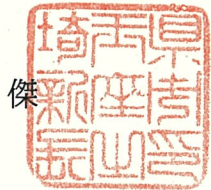
新座市告示第 334 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、本市インフラ整備部道路管理課において、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 13 日

新座市長 並 木



道路の種類 及び路線名	区 間		敷地の 幅員 メートル	敷地の 延長 メートル	備考
新座市道 第 4117 号線	起 点	馬場一丁目 5519 番地先	5.2	73.8	
	終 点	馬場一丁目 5521 番地先			
新座市道 第 7314 号線	起 点	石神五丁目 1657 番地先	4.0	62.4	
	終 点	石神五丁目 1657 番地先			
新座市道 第 7315 号線	起 点	石神五丁目 1663 番地先	4.8	33.2	
	終 点	石神五丁目 1663 番地先			